
令和5(2023)年度[※]
証券取引等監視委員会の活動状況
主なポイント

令和6(2024)年6月
証券取引等監視委員会



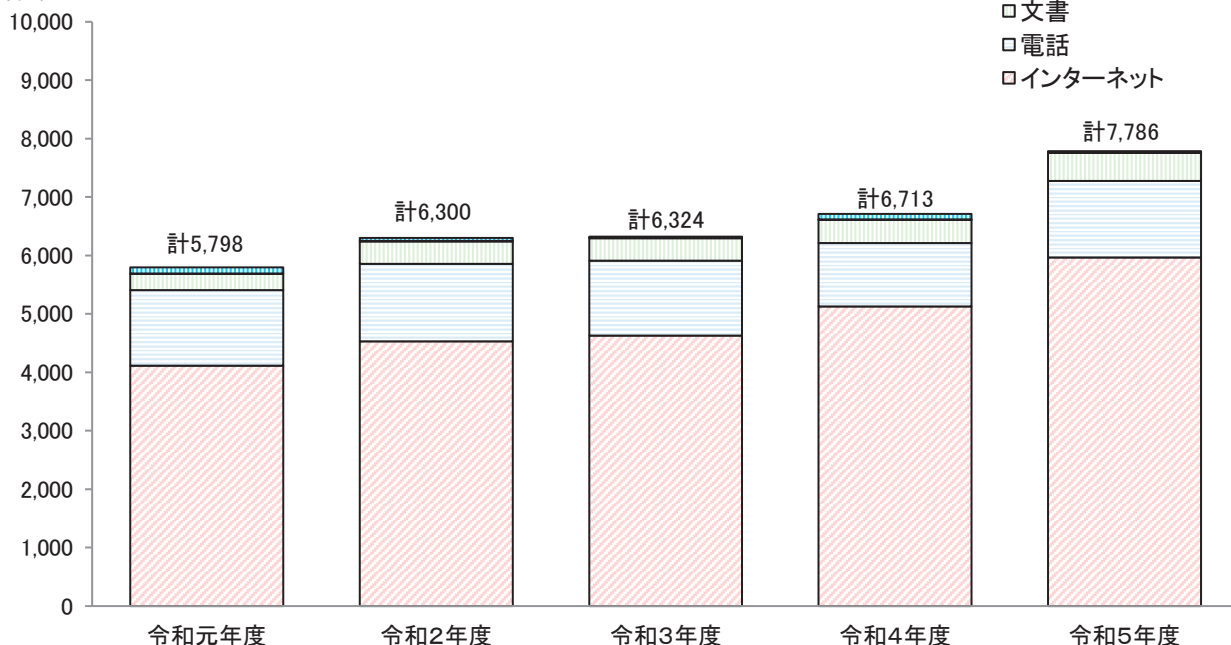
※ 令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間(会計年度)を指す。

1 令和5(2023)年度の活動概要(1)

- 情報提供窓口等を通じて7,786件の情報を受け付けるなど、市場全体について幅広い情報収集を行い、こうした情報等をもとに、不公正取引の疑いのある取引等について1,183件の審査を実施した。
- 金融商品取引業者等に対するリスクベースアプローチに基づく検査を行った結果、8件の行政処分勧告に至った。
- 不公正取引(課徴金納付命令勧告17件)や開示規制違反(同8件)へ迅速に対応しつつ、重大・悪質事案への厳正な対応(告発4件)を行った。
- 「中期活動方針(第11期)」に掲げている「非定型・新類型の事案等に対する対応力強化」について、高速取引行為による不公正取引に対し、初めて課徴金勧告を行うなどこれまで多数課徴金勧告等を行ってきた類型以外の事案に的確に対応した。

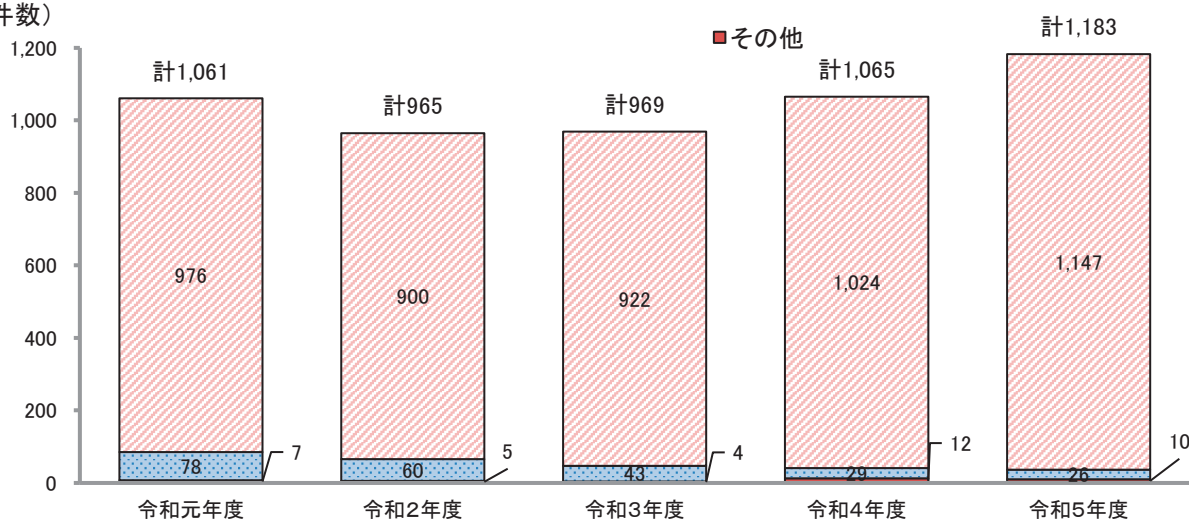
情報受付件数

(単位:件数)



取引審査の実施件数※

(単位:件数)

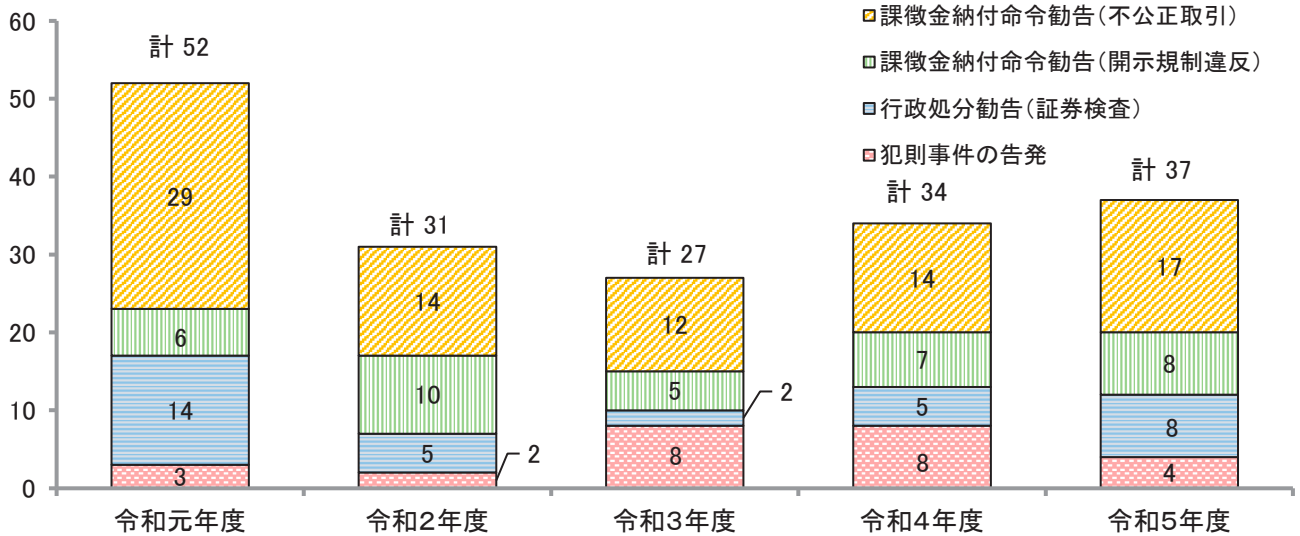


※ 情報提供窓口等から得られた情報など様々な情報をもとに証券会社や金融商品取引所等から注文データ等入手し、それをもとに不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した事案の数

1 令和5(2023)年度の活動概要(2)

勧告・告発件数

(単位:件数)

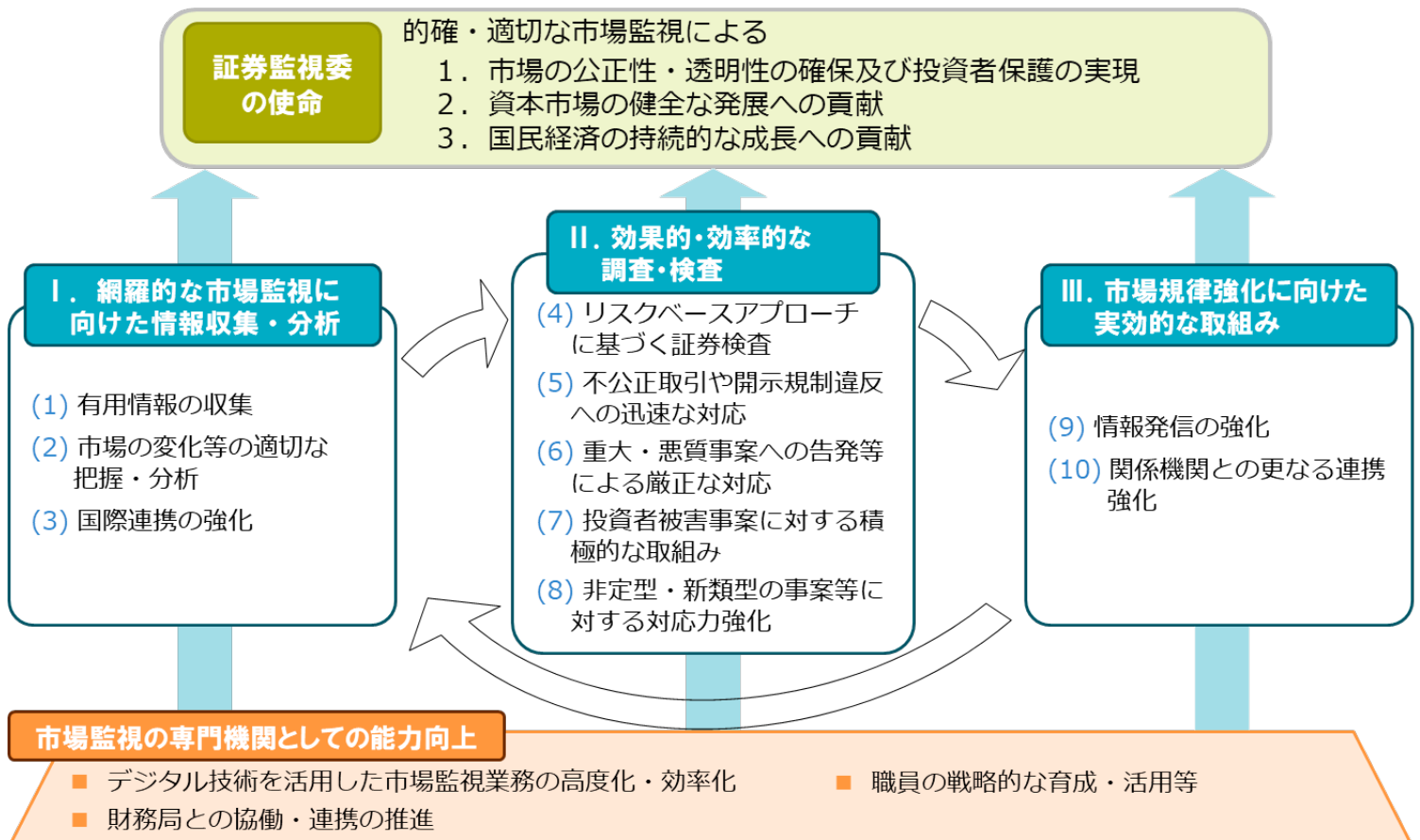


中期活動方針(第11期)

証券取引等監視委員会 中期活動方針 (第11期:2023年~2025年)

~時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために~

※令和5(2023)年1月27日策定



2 金商業者等に対する証券モニタリング（行政処分勧告）

- 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
 - ・ 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- リスクアセスメントに応じた検査を実施
 - ・ 65件着手、8件の行政処分勧告
- 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
 - ・ 「留意すべき事項(問題は顕在化していないものの改善が必要な事項)」を検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有

主な勧告事案(証券検査)

業者名	勧告日	概要
ちばぎん証券(株) (第一種金融商品取引業者) (株)千葉銀行、 (株)武蔵野銀行 (登録金融機関)	R5.6.9	<p>ちばぎん証券 【適合性原則に抵触する業務運営の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、顧客の投資方針や投資経験等の顧客属性を適時適切に把握しないまま、多数の顧客に対し、複雑な仕組債の勧誘を長期的・継続的に行っていた。また、少なくとも3顧客に対し、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行っていなかった。 ・ 当社においては、適合性原則を遵守するための態勢整備も不十分であったため、適合性に抵触する不適切な勧誘販売を防ぐことができなかった。 <p>千葉銀行、武蔵野銀行 【金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品仲介業務を行うための適切な態勢整備が行われない中で、顧客属性を確認しないまま顧客を仕組債購入へ誘引し、結果として、ちばぎん証券の適合性の原則に抵触する業務運営につながった。
三木証券(株) (第一種金融商品取引業者)	R5.9.15	<p>【適合性原則に抵触する業務運営の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、顧客が少なくとも外国株式取引を行えるほどの認知判断能力を持ち合わせていないと認識していたにもかかわらず、顧客属性に照らして顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行うことなく金融商品取引契約を締結する行為が認められた。 ・ 当社は、顧客の適合性を軽視した極端な営業優先の企業風土が形成されており、営業推進態勢が不適切な状況であった。また、当社のモニタリング及び内部監査は形骸化し、実効性のある検証は行われておらず、当社の法令等遵守態勢は不適切な状況であった。さらに、経営陣は極端な営業推進を行う中で、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備が後回しとなり、脆弱な内部管理態勢を看過しているなど経営管理態勢が不適切な状況であった。
(株)SBI証券 (第一種金融商品取引業者)	R5.12.15	<p>【取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品に係る買付けの受託等をする行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、令和2年12月から令和3年9月までの間において、当社が主幹事を務める新規上場株式(3銘柄)について、当社執行役員等が部下の社員等に指示し、当該銘柄の初値を公募価格以上に変動等させるために、香港現地法人社員(当社機関投資家営業部兼務)及び金融商品仲介業者(3社)に依頼し、それらの者から依頼を受けた機関投資家(9社)及び当該仲介業者の顧客(174者)から当該銘柄の上場日当日の寄付前までに公募価格を指値とした買い注文を受託・執行した。

2 金商業者等に対する証券モニタリング（無登録業者等）

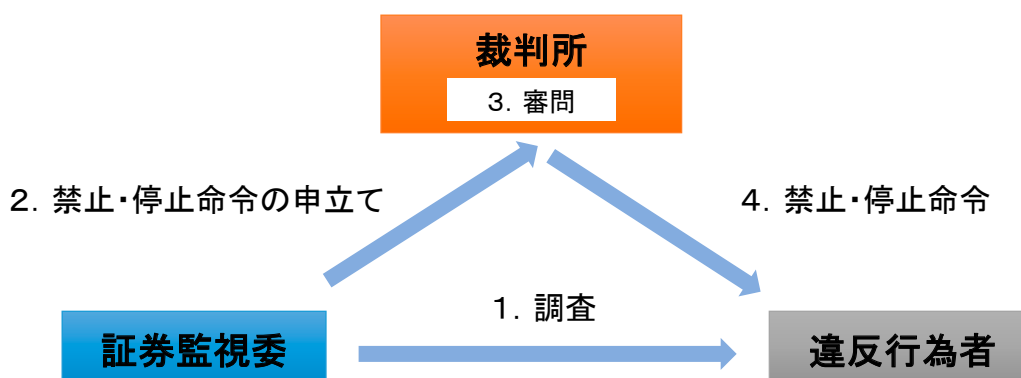
➤ 金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出の申立て

- 投資者被害拡大防止のため、無登録業者等による金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出を求める申立てを実施

➤ 関係機関との連携強化

- 金融庁関連部局、各財務局、捜査当局及び消費者庁等との連携を強化

申立ての流れ



申立て事案

被申立人	申立日	概要
S DIVISION HOLDINGS INC.及び株式会社 STEPCAPITALMANAGEMENT並びにその役員1名	R5.6.28 (大阪地裁)	<ul style="list-style-type: none"> • フィリピン法人のS DIVISION HOLDINGS INC.(SDH社)及びその役員1名は、①自社社債(外国社債)の無届募集を行っており、また、SDH社のグループ企業である株式会社STEPCAPITALMANAGEMENT(キャピタル社)及びその役員1名(SDH社役員と同一人物)も、②自社社債の無届募集及び③無登録でSDH社の社債の募集等の取扱いを行っていた。 • SDH社は、少なくとも延べ2,340名の一般投資家に対し、150億円を超える自社社債(外国社債)を購入させている(無届部分は少なくとも約56億円)。また、キャピタル社は、少なくとも延べ2,001名の一般投資家に対し、52億円を超える自社社債を購入させている(無届部分は少なくとも約4.6億円)。

3 不公正取引の調査（課徴金勧告）

➤ 内部者取引

- 勧告件数は13件（うち、クロスボーダー事案は1件）
- 上場会社子会社の取引先企業等の社員3名が、職務上知った情報を悪用して内部者取引を行った事案などを勧告

➤ 相場操縦・偽計

- 勧告件数は4件（うち、クロスボーダー事案は2件）
- 個人投資家が、上場会社の株式の相場を安定させる目的をもって、買い板を厚くして下値を支えながら、対当売買を行うなどの方法により、株価の下落を阻止するなどした事案などを勧告

主な勧告事案（不公正取引）

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
【内部者取引】 株式会社日本製鋼所の子会社との取引先企業等の社員3名が、職務に関し重要事実を知り、公表前に信用取引により売り付けた。	R5.10.27 (A)185万円 (B)72万円 (C)241万円	<ul style="list-style-type: none"> • 子会社のバスケット条項を適用した2例目の課徴金勧告事案 • 内部者取引規制違反を行った者は、上場会社や上場会社子会社の社員
【情報伝達・取引推奨】 株式会社コンテックの役員が、職務に関し公開買付け事実を知り、公表前に株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、知人3名に情報伝達を行ったほか、知人2名に株式の買付けを推奨した。	R6.2.16 477万円	<ul style="list-style-type: none"> • 同一人の違反行為者が複数名に情報伝達・取引推奨行為を行った事案としては過去最多(5名) • 情報伝達を受けた者(3名)が行った内部者取引規制違反についても勧告
【相場操縦】 個人投資家が、大盛工業株式の相場を安定させる目的をもって、買い板を厚くして下値を支えながら、対当売買を行うなどの方法により、株価の下落を阻止するなどした。	R6.3.22 228万円	<ul style="list-style-type: none"> • 安定操作を適用した2例目の課徴金勧告事案
【偽計】 高速取引行為者のQuadeye Trading LLCが、高速取引行為により、6銘柄の取引において、大引け1マイクロ秒(100万分の1秒)前に引け条件付き注文を取り消すなどの方法により、終値に影響を与えた。	R6.3.26 790万円	<ul style="list-style-type: none"> • 高速取引行為による不公正取引に対する初の課徴金勧告事案

4 開示規制違反の検査（課徴金勧告）

- 開示規制違反の勧告件数は8件
- 以下のような事案について勧告を実施
 - 虚偽開示書類の提出を容易にすべき行為（特定関与行為※）が行われた事案
 - 従業員が会社財産を私的流用したことにより、売上及び売上原価の過大計上の不適正な会計処理が行われた事案
 - 資金循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理が行われた事案
- 開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、上場会社の経営陣とその背景・原因等について議論し、問題意識を共有

主な勧告事案（開示規制違反）

納付命令対象者 課徴金額	事案の概要	不正な会計処理等の背景・原因
個人 (勧告日:R5.8.4) 150万円	【特定関与行為】 (概要) <ul style="list-style-type: none"> • 課徴金納付命令対象者(個人)は、開示書類提出者が外国法人を子会社化するにあたり、同法人株式の引受価額の前提となる株式価値を過大に算定することで、同提出者による虚偽開示書類の提出を容易にすべき行為を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 開示書類提出者の役員との人的関係が深かったため、困窮した同提出者の要望に応えたいと考えていた。 • 株式価値算定業務は、会計監査で求められるような厳格なルールはないため、不適正な株式価値算定を行っても発覚しづらく、後々問題とされることはないと考えていた。
(株)アマナ (勧告日:R5.12.15) 3,800万円	【有価証券報告書等の虚偽記載】 (概要) <ul style="list-style-type: none"> • 従業員が会社財産の私的流用を図る目的で、売上及び売上原価の過大計上を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 長期間にわたり、特定の顧客を一人の担当者に担当させていた。また、同担当者に請求書の作成・送付等の裁量が認められていた。 • 上長による支払承認等の業務プロセスが形骸化していたことに加え、経理部門によるチェック機能等が不十分であった。 • 過去の不正事案に関する経営陣の対応状況等について、経営陣による従業員に対する説明が不十分であり、個人のコンプライアンス意識が低下していた。

※ 重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をいう。

5 犯則事件の調査（告発）

➤ 犯則事件の告発件数は4件

- 内部者取引事件1件、虚偽有価証券報告書提出事件1件、風説の流布及び偽計事件1件、相場操縦事件1件

➤ 公正・透明な市場の実現に向け、犯則調査の権限を適切に行使し、重大で悪質な不正取引等に厳正に対応

告発事案

事件	告発日	概要
(株)アイ・アールジャパンホールディングス株券に係る取引推奨事件	R5.6.6	<ul style="list-style-type: none"> • 犯則嫌疑者(発行会社の元代表取締役副社長兼最高執行責任者)は、同社の連結業績予想値の下方修正の事実を職務に関し知り、あらかじめ同社の株券を売り付けさせて損失の発生を回避させる目的をもって、その事実の公表前に、2名に対し、同社の株券の売付けを勧めた。
(株)プロルート丸光に係る虚偽有価証券報告書提出事件	R5.10.31	<ul style="list-style-type: none"> • 犯則嫌疑者5名(筆頭株主法人の代表者ら)は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、営業損益等が赤字であったにもかかわらず、架空売上を計上する方法により、黒字であったなどと虚偽を記載した有価証券報告書を提出した。
(株)プロルート丸光株券に係る風説の流布及び偽計事件	R5.11.20	<ul style="list-style-type: none"> • 犯則嫌疑者3名(筆頭株主法人の代表者ら)は、共謀の上、発行会社の株価の上昇を図る目的をもって、同社役職員をして、虚偽の内容を含む株式交換契約締結に関する公表を行わせた。
(株)ニチリョク株券に係る相場操縦事件	R6.2.13	<ul style="list-style-type: none"> • 犯則嫌疑者は、発行会社の株価の高値形成を図ろうと企て、多数の異名義口座を用いただけでなく、多数回にわたる仮装売買のほか、馴合売買を行い、出来高を急増させたり、多数回にわたる買い上がり買付けなどの手法も用いることで、需給バランスによって形成されるべき市場の株価に大きな影響を与えた。

6 市場監視を支えるインフラの整備(デジタル技術、人材の活用)

➤ デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化の推進

- 市場監視の土台となるシステム等の機能強化
- 金融機関に対する預貯金等照会サービス利用開始(令和5(2023)年5月～)※
- デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化

➤ OJTを通じた職員の専門性向上や高い専門的知識を有する人材の登用

※ 約200の金融機関が参加(令和6(2024)年3月時点)。照会・回答業務のデジタル化を通じて、金融機関・証券監視委双方の業務負荷を軽減。

市場監視を支えるインフラの整備



外部専門家の活躍

(単位:人)

	令和4年4月時点	令和5年4月時点	令和6年4月時点
弁護士	9	10	9
公認会計士	19	18	16
不動産鑑定士	1	2	2
情報技術専門家	6	7	6
金融実務経験者	13	14	14
合計	48	51	47

7 市場規律強化に向けた取組み・グローバルな市場監視への貢献

➤ 多様なチャネルを通じた情報発信

- ウェブサイトや講演、寄稿など多様なチャネルを通じて、勧告事案等の意義や問題点等を発信
- 違反行為等の再発防止・未然防止に向け、事例集やコラム(年次公表)を通じた注意喚起を実施
- Nasdaq Surveillance Conference 2023において、市場監視の重要性や手法について講演を行ったほか、国際銀行協会において、証券会社のモニタリング方針について講演及び意見交換を実施

➤ 自主規制機関等との連携

- 売買審査等で日常的に連携したほか、定期的な意見交換により相互の問題意識を適時に共有

➤ 海外当局との連携

- 証券監督者国際機構(IOSCO)において、SNS等を利用した不正勧誘行為などの証券市場における課題等の議論に参画したほか、IOSCO MMoU[※]に基づく情報交換により、クロスボーダー取引による違反行為に対して迅速な法執行を実施
- 海外当局職員への研修の実施等により、当局間ネットワークの強化や問題意識を共有

※ IOSCOが策定する協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書

証券監視委X(旧Twitter)を活用した情報発信

X @SESC_JAPAN



※ 当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、附属資料4(255ページ)記載の情報提供窓口をご利用ください。

MMoUに基づく情報交換件数の推移

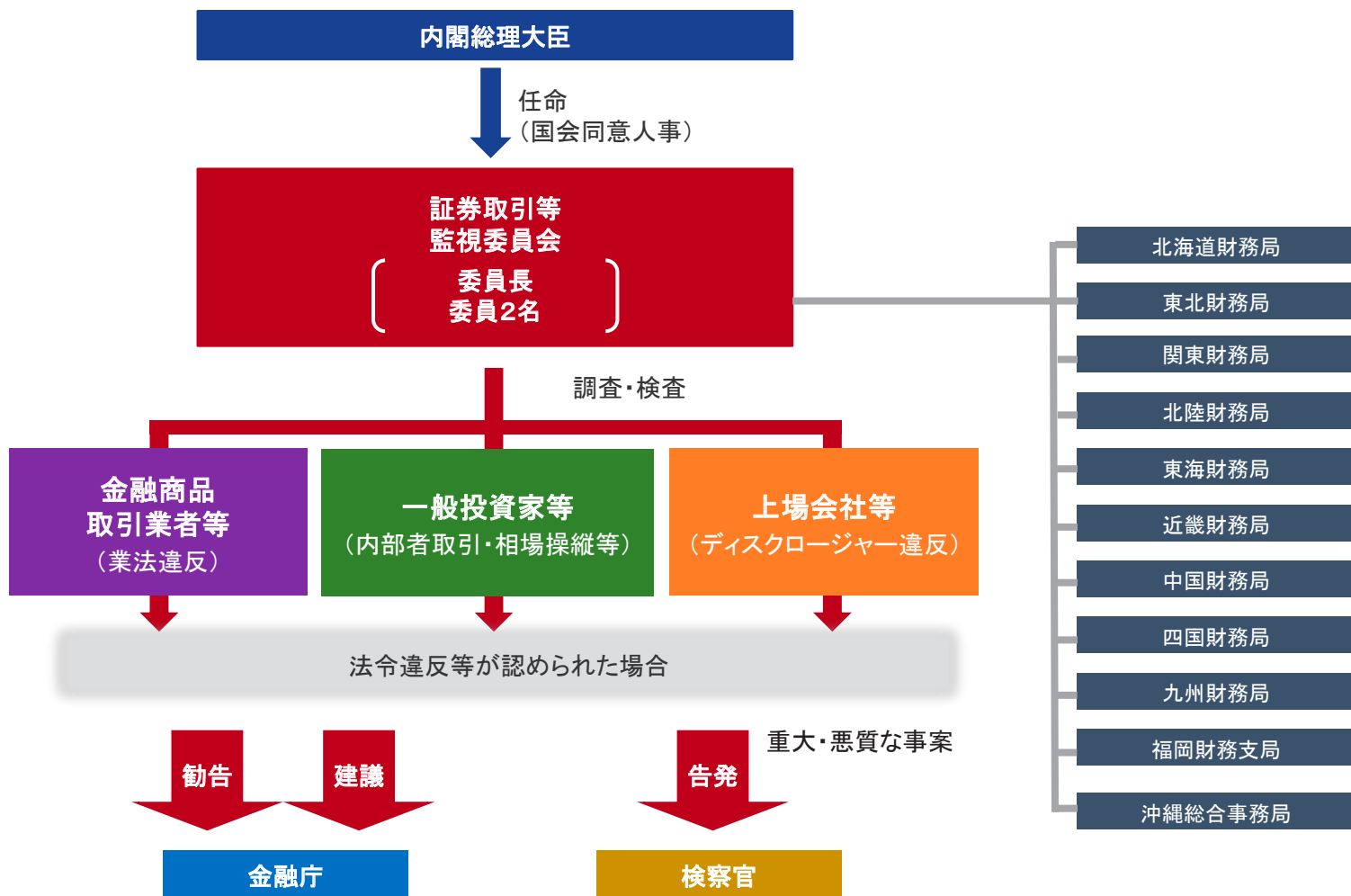
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
海外当局からの情報受領件数	64	76	66
海外当局への情報提供依頼	22	20	16
海外当局からの自発的情報提供	42	56	50
海外当局への情報提供件数	8	4	11
海外当局からの情報提供依頼	6	1	5
海外当局への自発的情報提供	2	3	6

(※1) 当局による適格性審査のための照会(許認可等を申請する金融機関や現地法人において重要な役職に就任する人物に関するもの)に係る情報提供は件数に含まない。

(※2) 今後、集計方法を変更した場合や、情報交換内容を精査した結果によっては、件数の変更があり得る。

参考 証券監視委の概要

組織概要



委員長及び委員



委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、(独)国民生活センター理事を経て、令和元(2019)年12月より現職(再任)。

委員長 中原 亮一

広島高等検察庁検事長、福岡高等検察庁検事長を経て、令和4(2022)年12月より現職。

委員 橋本 尚

日本大学商学部教授、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授を経て、令和4(2022)年12月より現職。